

議第 195号 呉市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

企業立地助成制度の実施期限を5年間延長するとともに、本市への本社機能移転等をより積極的に促進するため、「本社機能移転等促進事業」の助成要件を緩和するなどのほか、企業進出の誘発等を目的とした「サテライトオフィス※誘致促進事業」を新たに助成措置の対象とするための規定の整備をします。

※ サテライトオフィス

都市部の企業等が本拠から離れたところに設置する情報通信技術を活用した、本店等の業務の一部が実施可能な遠隔地勤務のための事務所の総称

2 主な改正の内容

(1) 企業立地助成制度の延長

令和2年3月31日までとしている企業立地助成制度の実施期限を5年間延長し、令和7年3月31日までとします。

(2) 「工場等新增設事業（新規雇用型）」に係る要件の明確化

工場等新增設事業（新規雇用型）においては、新規雇用従業者（常時雇用する従業員で市内に住所を有する者）の数を要件の一つとしていますが、当該従業員の対象となる者に、既に常時雇用している従業員で市外から市内に転入する者を含む取扱いとしており、その運用を明確化します。

(3) 「本社機能移転等促進事業」に係る要件の緩和

本社機能移転等促進事業においては、製造業や情報通信業等を営む事業者が、特別区（東京23区）内から市内へ本社機能等（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門若しくはその他管理業務部門に使用される事務所、研究所又は研修所）を移転させる場合又は市内事業所において本社機能等を拡充する場合、中小企業者は5人以上、大企業は10人以上の従業者を新規雇用することを助成の要件としています。

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく税制面の優遇措置を受けるための認定要件が緩和されたことを勘案し、助成の要件について、新規雇用従業者数を中小企業者は二人以上、大企業は5人以上に緩和します。

(4) 「サテライトオフィス誘致促進事業」の新設

新たな企業進出を誘発する等のため、サテライトオフィスに関する助成制度を新設します。

ア 助成要件（一部呉市企業立地条例施行規則（昭和56年呉市規則第17号。以下「施行規則」といいます。）で規定）

次に掲げる全ての要件に該当すること。

(ア) 市外に本店を置く企業（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者等を除く。）によるサテライトオフィスの新設であること。

(イ) 当該事務所に常時雇用する従業者（市外の本店等の業務に従事していた者その他市長が適当と認めた者に限る。）が一人以上常駐すること。

イ 助成内容（施行規則で規定）

(ア) 新規雇用従業者助成金

a 助成額 正社員一人につき50万円（一人につき1回限り）

b 限度額 なし

c 期間 3年間

(イ) 設備取得費助成金

a 助成額 設備投資額（土地取得代金を除く。）の100分の50に相当する額

b 限度額 500万円

(ウ) 通信回線使用料助成金

a 助成額 通信回線使用料の100分の50に相当する額

b 限度額 100万円／年（最大300万円）

c 期間 3年間

3 施行期日

令和2年4月1日

4 設備取得費助成金の額の算出の基となる額の変更（施行規則で規定）

工場等新增設事業（新規雇用型）、工場等新增設事業（雇用維持型）、ソフトウェア業等誘致促進事業、本社機能移転等促進事業及びサテライトオフィス誘致促進事業について、施行規則に基づき、設備投資に対する助成措置を講じていますが、申請者の事務手続の負担軽減及び本市の歳出抑制を図るため、施行規則の一部改正により、設備取得費助成金の額の算出の基となる額を次のとおり変更します。

	改正前	改正後（施行規則改正予定）
助成金の算出の基となる額	工場等の新增設等に係る投下固定資産総額から土地取得代金を控除した額	工場等の新增設等に係る投下固定資産（土地を除く。）の固定資産税に係る評価額